

心の輪を広げる障害者理解促進事業実施細則

令和 5 年 3 月 1 日
内閣府政策統括官
(政策調整担当) 決定
令和 6 年 4 月 1 日
最 終 改 正

心の輪を広げる障害者理解促進事業実施要領（令和 3 年 3 月 11 日内閣府特命担当大臣決定）（以下「実施要領」という。）4（1）③及び（2）③、5、6（2）並びに 10 に基づき、心の輪を広げる障害者理解促進事業の作品募集に関する事項を定める。

1. 制限字数、用紙の様式等について（実施要領 4（1）③関係）

- ア. 1 編当たりの制限字数は、小学生区分及び中学生区分については、800 字から 1,600 字程度（400 字詰め原稿用紙 2 枚から 4 枚程度）とし、高校生区分及び一般区分については、1,600 字から 2,400 字程度（400 字詰め原稿用紙 4 枚から 6 枚程度）とする。
- イ. 用紙は、原則として横向き・縦書き（400 字詰め原稿用紙など）、大きさは B 4 判又は A 4 判とする。
- ウ. パソコン等の電子機器による作成も可とする。この場合、用紙はイ. に準じるものとする。
- エ. 第三者が知的財産権を保有する著作物を使用しないこと。推薦後に使用が発覚した場合、内閣府は推薦の受付を取り消す。この場合において、応募又は推薦における知的財産権の問題が生じたときは、応募者又は推薦者において処理することとし、内閣府はその責任を負わない。
- オ. 作品には応募者の属性（氏名、住所、年齢等）を記した書類を添えること。詳細は内閣府政策統括官（共生・共助担当）付参事官（障害者施策担当）が別に定める。

2. 規格、画材等について（実施要領 4（2）③関係）

- ア. 規格は、画用紙の B 3 判（横 364mm×縦 515mm）又はいわゆる四つ切り（横 382mm×縦 542mm）を使用し、これに満たない作品は、B 3 判の台紙に貼付する。なお、内閣府が広報用のポスターを作成する際のレイアウトの都合上、作品は縦向き（縦長）での作成とする。
- イ. 彩色画材は自由とする。
- ウ. 作品中に標語及びそれに類する文字は入れないものとする。
- エ. 第三者が知的財産権を保有する著作物を使用しないこと。推薦後に使用が発覚した場合、内閣府は推薦の受付を取り消す。この場合において、応募又は推薦における知的財産権の問題が生じたときは、応募者又は推薦者において処理することとし、内閣府はその責任を負わない。

オ．作品には応募者の属性（氏名、住所、年齢等）を記した書類を添えること。詳細は内閣府政策統括官（共生・共助担当）付参事官（障害者施策担当）が別に定める。

3．募集期間について（実施要領 5 関係）

毎年 7 月 1 日以降の最初の平日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日及び 12 月 29 日から 12 月 31 日までの日以外の日をいう。以下同じ。）から同年 9 月 20 日以降の最初の平日までの間で各都道府県及び指定都市が定める期間とする。

4．推薦作品の提出期限について（実施要領 6 （2）関係）

毎年 9 月 20 日以降の最初の平日とする。

5．その他（実施要領 10 関係）

この実施細則に定めるもののほか、本事業を行うに当たり必要な事項は内閣府政策統括官（共生・共助担当）付参事官（障害者施策担当）が別に定める。